

人件費の状況

令和4年度一般会計決算

| 人口 | 歳出額 (A) | 実質収支 | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) | |
|---------|--------------|-----------|-------------|------------|-------|
| | | | | 令和4年度 | 令和3年度 |
| 27,810人 | 11,785,586千円 | 605,478千円 | 1,493,569千円 | 12.7% | 12.2% |

※人件費には、特別職に支給される給与や報酬などが含まれます。

職員給与費の状況

令和4年度一般会計決算

| 職員数 (A) | 給与費 | | | | 1人当たり給与費 (B/A) | |
|---------|-----------|----------|-----------|-----------|----------------|---------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | 令和4年度 | 令和3年度 |
| 164人 | 511,930千円 | 73,106千円 | 204,518千円 | 789,554千円 | 4,814千円 | 4,896千円 |

※職員手当には、退職手当は含まれていません。

職員の平均給料月額と平均年齢の状況

令和5年4月1日時点

| 区分 | 一般行政職 | | 技能労務職 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 水巻町 | 320,540円 | 45.8歳 | 307,666円 | 53.8歳 |
| 国 | 322,487円 | 42.4歳 | 286,942円 | 51.2歳 |

報酬などの状況

令和5年4月1日時点

| 区分 | 給料 | | | 報酬 | | |
|---------|--|----------------------|------------------------|----------|----------|----------|
| | 町長 | 副町長 | 教育長 | 議長 | 副議長 | 議員 |
| 報酬などの月額 | 766,000円 | 622,000円 | 580,000円 | 336,000円 | 298,000円 | 279,000円 |
| 退職手当 | 在職年数×5.1 15,626,400円 | 在職年数×3 7,464,000円 | 在職年数×2.7 4,698,000円 | なし | | |
| 期末手当 | 6月期…1.40月分、12月期…1.40月分、計2.80月分 役職加算20% 令和4年度支給割合 | | | | | |

※退職手当は1期(町長・副町長は4年、教育長は3年)勤めた場合の見込額です。

期末・勤勉手当の状況

令和4年度支給割合

| 区分 | 区分 | 6月 | 12月 | 合計 |
|----|----------------|--------|----------------|--------|
| | | 水巻町 | 期末手当 1.20月分 | 1.20月分 |
| | 勤勉手当 0.95月分 | 1.05月分 | 2.00月分 | 2.00月分 |
| 国 | 期末手当 1.20月分 | 1.20月分 | 2.40月分 | 2.40月分 |
| | 勤勉手当 0.95月分 | 1.05月分 | 2.00月分 | 2.00月分 |

退職手当の状況

令和5年4月1日時点

| 区分 | 区分 | 勤続20年 | 勤続25年 | 勤続35年 | 最高限度 |
|----|-------------------|------------|-------------------|-----------|-----------|
| | | 水巻町 | 自己都合 19.6695月分 | 28.0395月分 | 39.7575月分 |
| | 定年 24.586875月分 | 33.27075月分 | 47.709月分 | 47.709月分 | |
| 国 | 自己都合 19.6695月分 | 28.0395月分 | 39.7575月分 | 47.709月分 | |
| | 定年 24.586875月分 | 33.27075月分 | 47.709月分 | 47.709月分 | |

その他の手当の状況

令和5年4月1日時点

| 手当の名称 | 内容 | 1人当たり平均支給年額 |
|---------|---------------------------------|-------------|
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に支給 | 183,233円 |
| 扶養手当 | 子10,000円、そのほかの扶養家族6,500円 | 248,696円 |
| 住居手当 | 借家などで家賃を負担している職員に月28,000円を限度に支給 | 300,792円 |
| 通勤手当 | 交通機関などを利用している職員に月55,000円を限度に支給 | 66,091円 |
| 管理職手当 | 課長・主幹職…給料月額の15% 課長補佐職…給料月額の11% | 725,039円 |

※1人当たりの平均支給年額は、令和4年度に支給された金額です。

水巻町職員給与を公表します。

町職員の給与は、予算や給与条例などを議会で審議し、決定されています。年に一度、町民の皆さんにも給与の内容を伝え、より深く知ってもらうために給与状況を公表します。

◎ 役場人事秘書係



おうちで学ぶ大事なコト 家庭教育学級講座

毎年大人気の家庭教育学級講座。家族はもちろん、自分も笑顔にするために、子育てに関わる全ての人に聴いて欲しい全6回の講座です。

子育て中の人も、託児付きの講座なのでゆっくりと受講できます。しっかりと自分を見つめ直すよい機会です。今から子育てについて「学び」始めてみませんか。

とき・内容

| 日程 | 講座内容 |
|--------|--|
| 5/22 函 | 子どものキモチ ～「物わかりのいい親」演じてない?～ |
| 6/14 罎 | どこから始める? ～子どもが学ぶお金のルール～ |
| 6/26 函 | 社会見学 ～バスで行く、秋月旅～ |
| 7/10 函 | 心の声をきいて! ～子どもたちの夢に耳を傾けて～ |
| 8/7 函 | お直しでお気に入りがよみがえる ～ダーニングで繕う暮らし～ |
| 9/11 函 | おいしいごはんはカラダをつくる ～栄養素の役割を理解し正しい食事を～ |

※社会見学を除く講座は、10時～12時です。
※日程・内容は、講師の都合で変更になることがあります。

ところ 水巻町中央公民館

対象 子育て中の人、家庭教育や子育てに興味のある人

定員 20人程度

費用 資料代 500円

※別途材料費・参加費が必要です。

託児 6カ月～未就学児

※保険料は年間800円です。

※社会見学日は託児がありません。

申込期限 5月13日(月)17時

申込方法 二次元コードから直接

申し込むか、生涯学習係に電話

または中央公民館・南部公民館

窓口で申込用紙を提出してください。

◎ 役場生涯学習係



▲申込ページ



引っ越した・死亡・出産など 14日以内に届け出を

職場の健康保険に加入している人とその扶養家族や生活保護受給者、後期高齢者医療保険加入者以外は、全ての人が国民健康保険に加入する必要があります。次のことがあった場合は、14日以内に届け出をしてください。



| | ことがら | 持ってくる物 |
|--------|------------------------|-----------------------------------|
| 加入するとき | 他市区町村から転入した | なし |
| | 職場の健康保険をやめた | 健康保険資格喪失証明書 |
| | 職場の健康保険の扶養家族でなくなった | |
| | 生活保護を受けなくなった | 保護廃止決定通知書 |
| | 子どもが生まれた | なし |
| やめるとき | 他市区町村へ転出した | 国民健康保険証 |
| | 職場の健康保険に加入した | 国民健康保険証・職場の健康保険証 |
| | 職場の健康保険の扶養家族になった | |
| | 生活保護を受け始めた | 国民健康保険証・保護開始決定通知書 |
| | 死亡した | 国民健康保険証・葬儀を行った人の通帳・印かん・領収書または会葬礼状 |
| その他 | 住所・世帯主・氏名が変わった | 国民健康保険証 |
| | 世帯が分かれたり、一緒になったりした | |
| | 就学や施設入所して他市町村に住むようになった | 在学証明書・在所証明書 |

※届け出時、本人確認ができる書類や対象者のマイナンバーが確認できるものが必要です。

就職や退職をしたときは 切り替えの手続きを

就職や退職で、自動的に健康保険が切り替わることはありません。

届け出が遅れると、さかのぼって保険税を請求されたり、健康保険で負担した医療費の返還請求をされたりすることがありますので注意してください。

◎ 役場保険年金係

町の環境情報を発信
環境 station

カラスにご注意 ごみ捨てルールを再確認

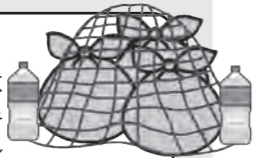
カラスは、春から初夏にかけて繁殖期を迎え活動が活発になります。この時期になるとカラスによるごみ散乱の被害が多く報告されます。

カラスは学習能力が高く、決定的なごみ散乱対策が見つかっていません。しかし、ごみの出し方を工夫するだけで、ごみ散乱被害を少なくすることができます。

集積所を清潔に保つために、ごみの出し方を見直してみましょう。

ごみ袋をネットで覆う

ごみネットは、隙間ができないように、ごみ袋の下にしっかり巻き込みましょう。ネットの周囲を水の入ったペットボトルで抑えるのも効果的です。
※ごみネットは役場環境係で配布しています。



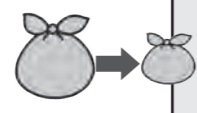
生ごみを隠す

カラスは視覚で餌を探します。餌となる生ごみを新聞紙などで外から見えないようにしましょう。



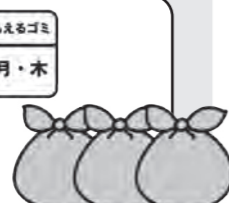
生ごみを減らす

餌となる生ごみを減らすことで被害が減少します。生ごみの減量にはコンポストがおすすめです。
※町では生ごみ処理機・ダンボールコンポストの購入補助を行っています。



ごみは決められた日に出す

ごみは、指定日の7時～8時に出してください。集積所に置いている時間を短くすると被害を抑えることができます。



⑩ 役場環境係

4月1日時点の所有者に課税 軽自動車税



軽自動車税の税額は下の表の通りですが、新規検査をした時期で税額が異なり、新規検査から13年以上経過した車両は税が増額されます。また、排出ガス基準と燃費基準を満たした車両は、取得した翌年度のみ軽自動車税が軽減（グリーン化特例）されます。

【障がい者の軽自動車税減免制度】

障がいのある人が使用する軽自動車は、条件を満たせば減免を受けることができます。

申込方法

▷更新 令和5年度に減免を受けた人には、3月末に書類を送付しています。届いた書類を確認してください。

▷新規 4月末に郵送する納税通知書が届いた後、5/31迄までに役場住民税係で申請してください。
※届いた納税通知書、障がい者手帳、納税義務者のマイナンバーカード、運転免許証を持ってきてください。

【軽自動車の税額】

| 区分 | 新規検査 | | 新規検査から13年経過 | | |
|----|-----------|-----------|-------------|---------|---------|
| | 平成27年3月以前 | 平成27年4月以降 | | | |
| 三輪 | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 | | |
| 四輪 | 貨物 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |
| | | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |
| 四輪 | 乗用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| | | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |

【グリーン化特例後の税額】 (令和5年4月以降に新規検査)

| 区分 | 電気自動車 天然ガス自動車 | ガソリン車・ハイブリッド車 | | |
|----|------------------|---------------|--------|--------|
| | | 基準1 | 基準2 | |
| 三輪 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | |
| 四輪 | 貨物 | 自家用 | 1,300円 | 対象外 |
| | | 営業用 | 1,000円 | |
| 四輪 | 乗用 | 自家用 | 2,700円 | |
| | | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 |

⑨ 役場住民税係

健やかで支えあえる町になる がん治療などを支える助成制度

問い合わせ先 健康課 ☎ 202-3212

骨髄・末梢血幹細胞提供者の 骨髄等移植ドナー助成金



骨髄などの移植を推進し、提供者（ドナー）の経済的な負担の軽減を目的とした助成制度です。

対象 日本骨髄バンクが実施する骨髄などの提供をした人で以下の要件を全て満たす人

- ▷骨髄などの提供日から助成金の交付決定まで、継続して町内に住む人
- ▷骨髄などドナー休暇制度を設けていない企業・団体に勤務・所属している人
- ▷骨髄などの提供に関する他の法令による助成を受けていない人

※最終同意後に骨髄などの提供が中止になった場合も対象です。

助成額 提供のための面談・通院・入院に対して1日2万円（上限20万円）。日数の計算に基準があります。事前に問い合わせてください。

申請方法 骨髄などの提供が完了した日から1年以内にいきいきほー健康課窓口で申請してください。

小児・AYA世代がん患者の 在宅療養生活支援事業



40歳未満のがん患者の人が住み慣れた自宅で療養生活ができるように、在宅介護サービスの利用料を助成する制度です。

対象 町内に住む40歳未満の一定基準に該当するがん患者で、以下の要件を全て満たす人

- ▷在宅療養上の生活・介護支援が必要
- ▷他の事業において同様のサービスの利用ができない
- ▷R6.4/1以降にサービスの利用を予定

対象となるサービス

- ▷訪問介護（身体介護・生活援助・通院等乗降介助）
- ▷訪問入浴介助
- ▷福祉用具のレンタル・購入

助成額 対象サービス利用料1ヵ月6万円を上限とする9割相当額（上限額5万4千円）

※サービス利用料6万円を超えた額は自己負担。
申請方法 サービス開始前にいきいきほー健康課窓口で申請してください。

小児がんなどの治療後の ワクチン再接種費用助成



小児がんなどの治療で造血細胞移植などによって、移植前に接種した予防接種の再接種費用の助成制度です。

対象 町内に住む20歳未満の人で、再接種日に以下の要件を全て満たす人

- ▷造血細胞移植により医師から予防接種の再接種が必要と診断されている
- ▷R6.4.1以降に再接種を予定している

対象となる予防接種 過去に予防接種法に基づいて移植前に接種したA類疾病の予防接種

助成額 町・遠賀中間医師会が実施する定期予防接種の委託単価を比較していずれか少ない額

申請方法 再接種前にいきいきほー健康課窓口で申請してください。

がん治療後の療養生活向上のための アピアランスケア用品助成



がん治療と社会参加を支援し、療養生活の質を向上させるための、医療用ウィッグ・補正具（アピアランスケア用品）購入費用の助成制度です。

対象 町内に住む以下の要件を全て満たす人

- ▷がんと診断され治療中または治療を受けた
- ▷世帯の町民税所得割課税額が年額23万5千円未満
- ▷県内の市町村で同様の助成を受けていない

助成額 アピアランスケア用品購入費用の半額。ただし、用品によって上限額が異なります。

- ▷医療用ウィッグなど 上限2万円
- ▷補正具など 上限1万円

申請方法 いきいきほー健康課窓口で申請してください。

編集後記

■前号表紙でお知らせしていた通り、今回から構成などを一部変更しています。併せて、生活情報では文字を大きくしたり間隔を広げたりして可読性を向上させています。1文字当たりでは本当に微々たる違いなので、ノーヒントで気付いた人はかなりスゴイです。（奥園）
■まちのわだいの取材で北筑高校に行ってきました。今の時の発表はパソコンを使ったスライド、カンペはスマホを使っている、時の流れを感じずにはいられません。私が高校の頃は「OHP」すらまだ現役だったのに……これが分かったあなたは、私と同世代かもしれません。さて、私はこの号で広報係を卒業になります。取材など多くの人にお世話になりました。ありがとうございます。記憶に少しでも残っていただくと嬉しいです。そして、引き続き広報みずまきをよろしく願います。（吉川）

この広報紙は再生紙を使用しています。

